

平湯バスターミナル周辺整備のスケジュール変更について

1. 経緯

- 令和4年11月 産業建設委員会に新駐車場の整備目的や内容を協議
- 12月 関係機関、団体の代表を集めた事業説明会を開催 別紙1
(駐車台数約300台の根拠及び整備計画区域図を提示)
- 令和5年 6月 平湯町内会と新駐車場整備内容に関する合意形成に向けた協議
- 10月 平湯町内会と新駐車場整備内容に関する合意形成に向けた協議
- 令和6年 2月 平湯町内会主催の「平湯の未来を語る会」を開催
環境省平湯管理官から利用拠点整備改善計画に関する制度説明
- 5月～平湯町内会まちづくり委員会が岐阜県中小企業中央会専門家派遣事業を活用し、平湯温泉の宝探しワークショップを実施
- 10月 平湯町内会、平湯温泉観光協会、平湯温泉旅館協同組合（以下「平湯3組織団体」という。）の代表者に新駐車場の整備案を説明
- 11月 平湯3組織団体の代表者が連名で市へ要望書を提出

2. 平湯3組織団体から提出された要望書の内容

《要望内容》

- ①バスターミナル周辺整備事業の一時見合わせ
- ②利用拠点整備改善計画作成のための協議会設立
- ③利用拠点整備改善計画を作成する中で駐車場も併せて計画

《参考》

利用拠点整備改善計画制度

- ・令和3年の自然公園法改正に伴い創設された制度。地域関係者が一体的に整備改善に係る計画を作成し、統一的に調和をもって整備改善を実施することで、利用動線の改善や機能強化、街並み景観の改善等が図られ、より魅力的な滞在環境の整備が進む。
- ・公園利用の拠点となる旅館街等の街並みを整備するため、市町村や旅館事業者等から成る協議会を設け、利用拠点整備改善計画を作成し、環境大臣の認定を受けた場合、関係する許認可を受けたこととみなす等の特例により、手続きが簡素化される。
- ・計画作成及び事業の実施に対する国の補助制度がある。(補助率：計画の作成2/3、事業の実施1/2)

3. 対応方針

- ・平湯バスターミナル周辺整備（新駐車場整備）については見合わせることにし、協議会の設立及び利用拠点整備改善計画の策定に向けた調整を行う。
- ・新駐車場整備については、利用拠点整備改善計画策定の中で、市、地域住民、関係者が一体となって検討する。

4. 新駐車場の整備を見合わせる理由

- ・令和4年12月の事業説明会以降、平湯地域住民と駐車場の必要性や整備内容について調整を行ってきたが、駐車場の規模等について十分な理解を得られず、平湯地域から時間をかけて取り組むよう要望されたこと。
- ・平湯地域住民と協議を進める中で、環境省から平湯地域に対し地域のまちづくりを進めるための利用拠点整備改善計画の策定が提案され、平湯地域ではその計画の策定に取り組みたいという意見があり、関係者は計画の策定と併せて駐車場のあり方を検討したいと考えていることから、市も関係者の意向に寄り添った形での新駐車場の整備が重要であると考えたこと。
- ・利用拠点整備改善計画に新駐車場が位置付けられた場合、国の自然環境整備交付金事業の対象となり、優先的な財政支援を受けられる可能性があること。

5. 今後の予定

令和7年度以降 利用拠点整備改善計画策定のための協議会設立に向けた地域との調整
協議会の設立と利用拠点整備改善計画の策定

平湯バスターミナル周辺整備事業

3

- 計画範囲
- 民地
- 濃飛乗合自動車所有地
- 県有地

